

令和 6 年

亀山市教育委員会 1 月定例会会議録

亀山市教育委員会 1 月定例会会議録

1. 日 時

令和6年1月26日（金）午後1時30分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 大会議室

3. 出席委員

教育長	中 原 博
1 番委員	若 林 喜美代
2 番委員	宮 西 寛
3 番委員	吉 岡 洋 子
4 番委員	宮 村 由 久

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	麻 生 俊 哉
学校教育課長（以下学校課長という。）	武 居 政 敏
生涯学習課長（以下生涯課長という。）	落 合 努
図書館長	井 上 香代子
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	宮 本 亜吏沙
学校教育課主任主査兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	北 川 恵美子
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	谷 京 子
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	高 重 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保給GLという。）	渡 邊 尚 也
教育総務課教育総務グループ主任主査	早 川 美 紀
教育総務課教育総務グループ主査	宮 地 巧 真

6. 会議録署名者指名

3番委員（吉岡洋子委員）

4番委員（宮村由久委員）

7. 会議録の承認

12月定例会

8. 教育長報告

教育長（令和6年1月定例会教育長報告に基づき報告）

9. 議案

教育長 議案第1号「人事案件について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第1号については、人事案件でございますので、公開・非公開についてお諮り願います。

教育長 議案第1号については、人事に関する事件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき、各委員に諮る。非公開とする委員は挙手を願う。

【委員全員挙手】

教育長 全員非公開に賛成のため、議案第1号「人事案件について」は非公開とする。

（関係職員以外は退室）

《非公開》

（議案第1号は可決される。）

（退室した職員入室）

教育長 議案第2号「令和6年度亀山市教育関係職員の研修方針について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第2号について「令和6年度教育関係職員の研修方針について」であります。提案理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第8号及び亀山市教育委員会事務委任規則第2条第4号の規定に基づき、令和6年度亀山市教育関

係職員の研修方針を定めることについて、委員会の議決を求める
ものです。詳細につきましては、学校課長より説明します。

学校課長

(資料に基づき説明)

宮西委員

資料P5「(3)管理職のマネジメント能力の向上を図る。」
にある「公務分掌の精選」は、どういうことか。

学校課長

様々な教育課題が山積している中で、今まで行っている公務分
掌の役割を別の方法で一つのものにしたり、学校規模によって一
人ひとりが担う公務分掌も異なってくる中で、地域性も踏まえて、
学校ごとにそれを見直したりしていただくというマネジメントを
行うものです。

宮西委員

学校規模というのは、大中小規模学校、或いは地域性を含めて
総合的に勘案するということか。

学校課長

そのとおりです。

教育長

学校現場では、産前産後休暇を取得したり、その取得後に育児
短時間制度を利用したりして、子どもたちが学校にいる時間帯は
先生もずっと学校にいるということが出来なくなっている。
よって、その先生は担任を外れるという例が多くあったが、産前
産後制度等を利用する先生が多くなると、その先生も担任を持た
ざるを得ない状況となってきた。その対応については、例えば朝
の時間帯は教頭先生が対応し、帰りの時間帯は別の先生が担
うことによって、一人の担任の先生を作りあげることになる。こ
こ数年で確実にこのような状況が訪れると思われる。よって、そ
れぞれ先生が早めに自分事として認識し、研究をしていかないと
学校現場がうまくいかないこととなる。確か品川区の中学校が、
担任制や定期テスト、通知表を廃止している。このような取組も
大事であるが、職員の働き方に対応するために、これまで常識で
あった考えを変えていかないと、現場はもたないことになる。ま
た、育児短時間制度の取得については、普通は4月1日から取得
し、翌年3月31日までの1年間取得することが多かったが、男
性の育児休業取得も多くなってきており、必ずしもそうではな
くなってきている。また、夫婦で取る場合もある。最近の傾向と
して例えば1～2学期だけ取得するといった部分的期間を取得する
先生もちらほら見受けられるようになった。そうになると、担任が
年度途中に変わるということになる。1～2学期出勤し、3学期

に育児休暇を取得する場合の対応として、途中講師がその学校に補充できるかということ、出来ない状況である。そのような場合の対応は非常に難しい。来年度もそのような案件があると想定される。子どもや保護者からするとアレっと思うかもしれないが、そのようにせざるを得ない状況となっている。そのような内容がこの資料には明記されている。一方では、様々な先生に見てもらった方が子どもたちの成長の中で多様な考え方ができるといったこともあるので、学級を解体し、例えば1～3組の先生で学年全体を見るといったことも想定に入れている。現場対応については非常に危機感を持っている。

吉岡委員 この研修はどのような方が受け、また頻度等はどのようなものか。

学校課長 教職員研修としては、初任者研修、2～3年目の先生の研修である2・3年次研修、中堅研修等といった県の法定研修というものがあります。ただ、今回の研修方針は、各学校の校内研修をこのような内容で実施していくという部分と、市教育委員会が主催する研修について今回の研修方針の重点にあるような研修会を開催するというものです。例えば、各担当の先生を呼んでの研修を行ったり、逆に管理職に対しての研修を行ったりと、このような自主的研修、担当者研修に関する方針となっています。

教育長 研修は各学校でも行うし、市教育委員会、県教育委員会でも行う。この研修方針は亀山市が研修会を開始するにあたっての来年度の方向性を示したものである。教育であるため幅は広いが、その中での重点項目の目安を示している。

吉岡委員 年間でどの程度行うのか。

学校課長 年間60回程度、1回あたり2時間程度の研修を用意しています。その中から教員それぞれが選択し、研修を受けていただいています。夏休みといった長期休暇中には少し多めに設定しています。

若林委員 学年担任制の話聞き、そのような時代が来たかということを確認した。質問であるが、ロイロノートがとても便利でいろいろな学校で、また他の自治体でも使用されていると話を聞く。また、1人1台端末の指導について、亀山市では他市に比べ進んでいると聞く。その中で、端末を使いこなすことが一番大事だと考える

が、さらに来年度は使いこなす以外に何か課題があるのか、教えていただきたい。

2点目、校務支援システムについて、なかなか慣れなくて現場は大変ということを以前に耳にした。1年経つと大分使い慣れてきたとは思いますが、学校の中での全ての業務がこのシステムでうまく使われているのか、課題等を含め教えていただきたい。

学校課長

1点目、研修自体はICT活用研修という形で年6回開催しているとともに、県教育委員会主催のICT研修、業者主体の研修等も活用しています。活用実態や課題については、教職員が主となって使用し先生方の力量も上がっていますので、持ち帰り学習を推奨しているものの、それをどのように活用していくのかについては今後の課題になってくると想定しています。

2点目、1月末までに各学校に調査を実施しているところで、どのような内容にどれくらいの定量を使っているのかという部分と、課題が何かという部分を現在、分析している最中です。2月定例会にてお示しできるようまとめます。

教育長

研修の重点の今日的課題に対応した実践力の向上を図るという部分に、複式学級の指導に関する研究等については必要ないか。

学校課長

学校教育ビジョンに明記しています。全ての教職員に係る部分という意味合いでそのような対応をしています。ただ、学校教育ビジョンに沿うような形で明記する方向で検討したいと思います。

教育長

複式学級に関する事項につきましては、事務局で修正を行い、最終的には私に一任ということでもいいか。

委員全員

(異議なし)

(議案第2号は可決される。)

10. 報告事項

教育長

報告事項1「令和6年度学校給食費の改定について」説明を求める。

(総務課長詳細説明)

宮村委員

小学校や関中学校は国の交付金を使用するため、実質保護者の負担は変わらないとのことであるが、一方、亀山中学校と中部中学校のデリバリー給食については保護者負担が増えることになっている。その整理はどのように行ったのか。

- 総務課長 デリバリー給食は選択制になっており、喫食率はおおよそ3割
 となっています。あの方はお弁当等になっていますが、このデ
 リバリーの方に交付金を活用すると、お弁当等の方に食材費等の
 補助を行うことが出来ず一律にならないため、こちらとの公平性
 を保つため、このような整理を行いました。
- 宮村委員 弁当等とデリバリーの給食の整合性については理解できる。小
 中学校や関中学校といった学校間の整理についてはいかがか。
- 保給GL 改定前の令和5年度2、3学期の小学校と関中学校については、
 もともとの金額に400円を補助していますが、亀山中学校及び
 中部中学校についてはもともと補助を行っていません。代わりに
 牛乳代から20円減額してバランスを保つという考え方でした。
 来年度の考え方については、400円増額した額に給食費を改定
 する代わりに、その増額分の400円を補助するという考え方で
 す。亀山中学校及び中部中学校のデリバリーについては、今年増
 額していないものを、材料代等の高騰により小学校や関中学校と
 同様に価格改定を行ったものです。代わりに牛乳代から増えた分
 を減額するという事でバランスをとるというものです。
- 教育部長 小学校と関中学校の給食費には牛乳代が含まれています。その
 中で、亀山中学校と中部中学校の生徒も給食として全員が牛乳を
 飲んでいるため、その部分を一律減額するというものをご認識く
 ださい。小学校と関中学校については月額400円、亀山中学校
 と中部中学校についても月額としては同額の400円になります
 ので、この部分で不平等感が無いように対応しています。これは、
 今年度分の臨時交付金を活用したものと同様の対応となり、引き
 続き実施するものとしてご理解ください。
- 宮村委員 亀山中学校と中部中学校は日額20円、おおよそ1ヶ月20日
 の給食として月額400円に相当するため、おおよそ同額となる
 ということで理解した。この20円も臨時交付金を利用するのか。
- 保給GL この20円については臨時交付金を充てますが、時系列で考え
 ると、小学校と関中学校は保護者から見ると、ずっと金額が変わ
 っていません。材料費のみ補助金で増額しているということにな
 ります。亀山中学校と中部中学校は、保護者から見ると、今年度
 の後半から、牛乳代の20円が安くなっています。その中で、材
 料費の高騰に伴い、来年度は、その価格を従来額に戻して、材

料代を上げるというものです。

教育長 この資料で一般の方がその説明について理解できるのか。

若林委員 難しいのではないか。

教育長 本当は、2学期の時点で値上げをしておかなければならなかったというのではないのか。

保給GL そのとおりです。

教育長 ただ、その値上げがその時点で困難であったため、賄材料費について臨時交付金を利用し、その分現行の給食の質を担保したということである。交付金が無くなった場合どうかということ、給食が成立しなくなるため、早期の値上げが必要となる。よって、今回、来年度から給食の値上げを行うということである。いわゆる給食費の値上げの通知としてご理解いただきたい。ただし、継続して交付金の活用が可能であることから、現在と同様に1人当たり400円の交付金で対応することとし、小学校や関中学校については給食の維持の観点から給食費に充て、亀山中学校と中部中学校については牛乳代に充てるということである。それをもう少し読み手の皆さんが分かりやすいように資料を修正した方がいいと考える。結論として「値上げはします。ただ、交付金が活用できるので、負担額は令和5年度と同様です。交付金が無くなれば、実質値上げが為されます。」ということである。

宮村委員 令和6年度までは目途が立ったという理解か。

教育長 そのとおりである。

宮村委員 令和7年度はこれからか。

教育長 交付金が無ければ、例えば小学校は月額4,800円となる。

教育部長 ご指摘いただいた件について、この文章ですと保護者の方も分かりにくいと思いますので、事務局の方で、保護者への通知文と合わせ、図式化等も含めて分かりやすくお示ししたいと思います。来年度に関しては基本的には保護者の負担増はないということと、このような形で値上げしていきますということで、ご理解をいただきたいと思います。

宮村委員 資料については、分かりやすいように工夫いただきたい。

教育長 この資料については、敢えて「400円補助」と「400円減額」という言葉は使いわけているのか。

教育部長 今年度につきましては、給食費の保護者負担額は据え置きとな

っています。賄材料費は市の方で増額補正を行っていますので、市が増額した分に対して交付金を充てていることとなります。本来であれば、その値上げ分を保護者の皆様に一旦お渡しをさせていただかないといけません、年度途中であったことも含め、一人当たり値上げしなければいけない400円について公費を充て、その部分に交付金を充てたという手続きをとっています。来年度については、本来であれば一人4,800円を保護者の皆様から頂戴することになるところ、今年度同額の4,400円とさせていただきますので、結果的に400円の減額をして交付金を使っているということを使い分けをしています。

宮西委員 保護者の方は、今年度の2学期から400円の補助を受けて運用していることを知っているのか。

総務課長 この件については、昨年6月補正として計上させていただきましたが、7月にその旨の通知を保護者にさせていただいています。

教育長 資料にある「ついでに・・・」の部分で、価格を改正するということが言いたいということである。

教育長 保護者にはいつ提出予定か。

総務課長 今月末の予定です。

教育長 1月中に保護者に向けて給食費の改定及びそれに対する減額措置についての通知を提出するということである。内容の表記は、多くの保護者がパッと見て理解できるように修正するというので、ご理解いただきたい。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「生徒指導について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「図書館の利用状況について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

宮村委員 約28万人の来館者とあったが想定されていたのか。

図書館長 当初の1年間の目標値は23万人でしたので、想定以上となっています。

宮村委員 暦年ではなく、年度か。

図書館長 年度であるため3月まで分かりませんが、開館から1年間で約28万人であり、想定以上と考えています。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「教育委員会行事及び予定について」説明を求める。
(総務課長、学校課長、生涯課長、教育部長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

報告事項5「後援事業について」資料確認

1 1. その他

特に無し

1 2. 閉会

午後2時20分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1 番委員

2 番委員